

学校法人玉田学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人玉田学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市長田区池田上町九二番地（神戸常盤女子高等学校内）に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。
(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 神戸常盤大学 保健科学部 医療検査学科 診療放射線学科 口腔保健学科 看護学科

教育学部 こども教育学科

二 神戸常盤大学短期大学部 看護学科(通信制課程) 口腔保健学科

三 神戸常盤女子高等学校 全日制課程 普通科・家庭科

四 神戸常盤大学附属ときわ幼稚園

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 六人以上九人以内
- 二 監事 二人以上三人以内

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

3 理事（理事長を除く）のうち一名を副理事長として置くことができるものとし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも同様とする。

4 理事（理事長を除く）のうち二名以内を常務理事として置くことができる。常務理事は理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 神戸常盤大学の学長及び神戸常盤女子高等学校の校長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 一人以上二人以内
- 三 理事会において選任した者 三人以上五人以内

2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第七条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員の任期）

第八条 役員（第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は四年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、副理事長及び常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄付行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき

(理事長の職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その法人の業務を総理する。

(副理事長及び常務理事の職務)

第十二条 副理事長及び常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十三条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。ただし、次条の場合を除く。

(理事長の職務の代理等)

第十四条 理事長に、事故があるとき、または、理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を行う。また、この場合において副理事長に事故がある

とき、または、副理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、または、理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第十五条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況、又は理事の業務執行の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産、又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況、又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十六条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十七条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記録しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十九条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、一五人以上二十一人以内の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十条 第十八条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十一条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画

二 事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

四 役員に対する報酬等（報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 寄附行為の変更

七 合併

八 目的たる事業の成功の不能による解散

九 寄附金品の募集に関する事項

十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十二條 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十三條 評議員は次の各号に掲げる者とする。

一 神戸常盤大学の学長及び神戸常盤女子高等学校の校長

二 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 五人以上七人以内

三 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上のもの 二人以上三人以内

四 この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒の保護者のうちから理事会において選任した者 三人以上四人以内

五 この法人に係る学識経験者・有識者 四人以上五人以内

2 前項第一号及び第二号、第四号に規定する評議員は、理事、学長、校長、職員または保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十四条 評議員（前条第一項第三号及び第四号の規定により選任された者を除く。この条中以下同じ。）の任期は二年とする。ただし欠員が生じた

場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 評議員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第五章 資産及び会計

（資産）

第二十六条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第二十七条 この法人の資産はこれを分かつて基本財産及び運用資産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。
(基本財産の処分の制限)

第二十八条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむをえない事由があるときは、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、四年以上六年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第三十四条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十五条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えておき、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記

載の部分を除くとして、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十六条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したとき これら書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第三十七条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十八条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十三条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受け

なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届け出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 役員の損害賠償責任

（責任の免除）

第四十四条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第四十五条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金十万元以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第九章 補 則

（書類及び帳簿の備付）

第四十六条 この法人は第三十五条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

一 役員及び評議員の履歴書

二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類

三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十七条 この法人の公告は、神戸常盤大学及び神戸常盤女子高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十八条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、兵庫県知事の認可の日（昭和二十六年三月五日）から施行する。

2 この法人設立当時の役員は次のとおりとする。

一．理 事

玉 田 し づ 前 田 善 平

旭 一 美 大志万 俊三郎

岸 本 通 夫

二．監 事

蟲 明 幸 夫 佐 治 敏 三

- 3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十二年一月二十三日）から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十五年三月三〇日）から施行する。
- 5 この寄附行為は、私立学校法附則（昭和五〇年七月十一日法律六一号）の施行の日（昭和五十一年四月一日）から施行する。
- 6 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十三年十二月二十二日）から施行する。
- 7 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成一〇年一月十二日）から施行する。
- 8 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十一年三月二十九日）から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年十二月二十一日）から施行する。
- 10 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年九月十七日）から施行する。
- 11 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十四年七月三十日）から施行する。
- 12 この寄附行為は、理事会決議の日（平成十六年三月二十九日）から施行する。
- 13 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。
- 14 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十八年一月三十一日）から施行する。
- 15 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十九年十二月三日）から施行する。
- 16 この寄附行為は、（平成二〇年四月一日）から施行する。
- 17 この寄附行為は、（平成二十一年四月一日）から施行する。
- 18 この寄附行為は、（平成二十二年四月一日）から施行する。
- 19 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十三年一〇月二十四日）から施行する。

- 20 この寄附行為は、（平成二十五年四月一日）から施行する。
- 21 この寄附行為は、（平成二十九年八月二十二日）から施行する。
- 22 令和二年三月二十五日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。
- 23 この寄附行為は、（令和二年四月一日）から施行する。
- 24 この寄附行為は、（令和四年四月一日）から施行する。
- 25 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（令和五年八月一〇日）から施行する。